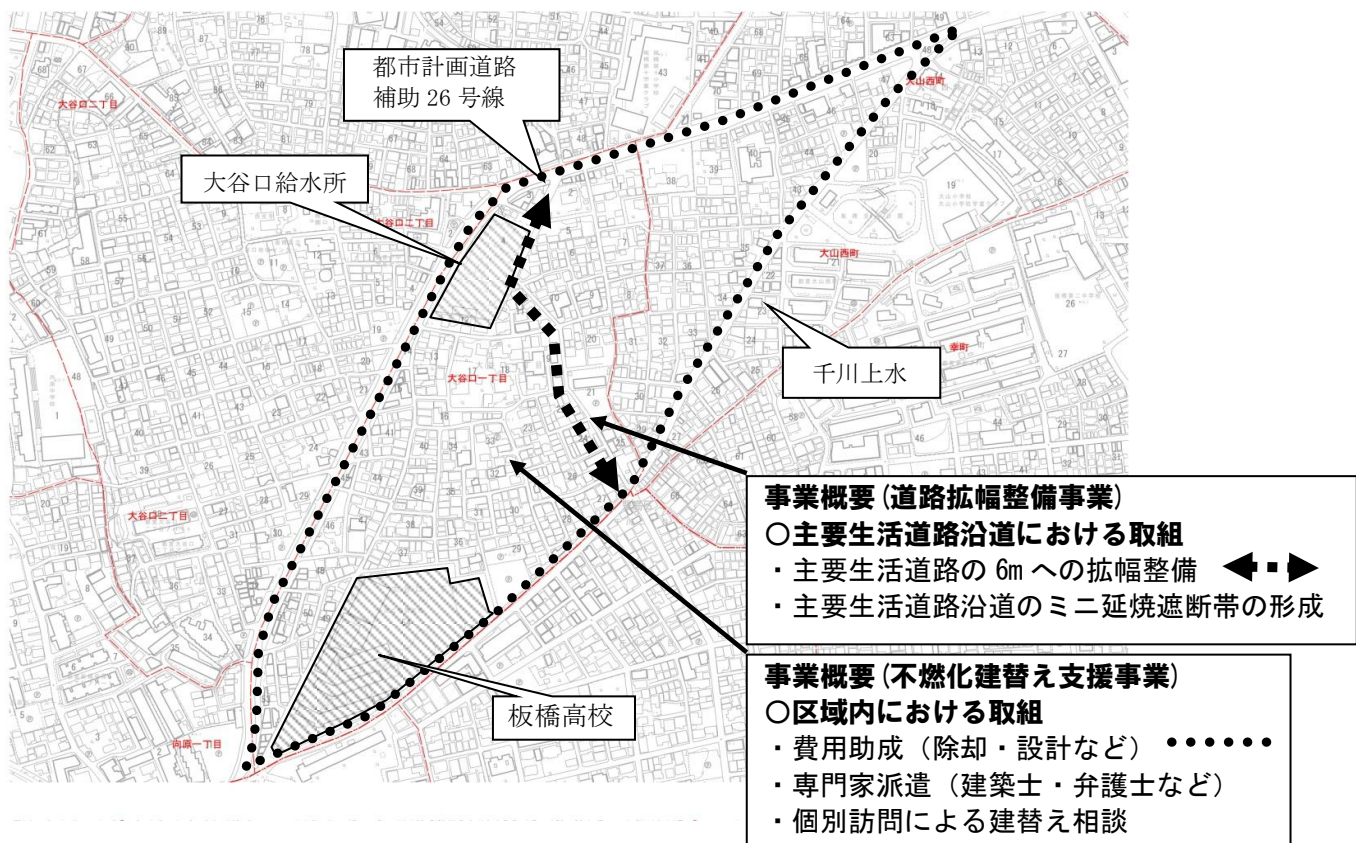


## 大谷口一丁目周辺地区不燃化推進特定整備地区の進捗状況

大谷口一丁目周辺地区では、東京都の木密地域不燃化10年プロジェクトによる不燃化推進特定整備地区(不燃化特区)の指定を平成25年度に受け、燃え広がらない・燃えないまちの実現に向け、老朽建築物の不燃化建替え事業や不燃化の啓発事業、道路拡幅整備事業を平成26年4月より実施しており、平成32年度を目途に不燃領域率70%を目指す。

### 1 大谷口一丁目周辺地区不燃化特区のエリア

- (1) 区域・面積：大谷口一丁目の全部、大山西町の一部で、都市計画道路補助26号線と千川上水に囲まれた約19.1haの区域



- (2) 事業期間：平成25年度～平成32年度

### (3) 事業概要

- ・不燃化建替え支援：不燃化特区エリアで不燃領域率70%を目指すため、老朽建築物の支援を行う。
- ・主要生活道路拡幅事業：既存4mほどの道路等を6mに拡幅整備を行い緊急車両の円滑な進入等の防災性の向上を図る。

## 2. 不燃化特区における主な事業内容

(1) 不燃化建替え支援事業[事業期間：～平成32年度]

### ① 建替え助成

助成内容

- ・ 老朽建築物建築物（※）の除却助成(限度額 150 万円)
- ・ 老朽建築物の不燃化建替えに伴う設計/監理費助成(限度額 100 万円)
- ・ 主要生活道路沿道にある老朽建築物の建替工事助成(限度額 150 万円)
- ・ 老朽除却後の更地の管理柵設置費助成(限度額 25 万円)

※老朽建築物：耐用年限の 2/3 を経過した木造建築物

### ② 専門家派遣

建築物の不燃化建替えに必要な相談及び助言を行うため、専門家(建築士、弁護士等)を派遣する。派遣の費用は無料。

(2) 不燃化啓発事業[事業期間：～平成32年度]

地区内の老朽建築物を対象に、ニュースの配付や個別訪問をとおして、老朽建築物の建替え意識の啓発を行う。

建替え相談会を実施し、老朽建築物の建替え意識の啓発を行う。

(3) 主要生活道路拡幅整備事業[事業期間：～平成31年度]

地区の南北に位置する現況4mに満たない道路を主要生活道路(地区計画の地区施設)として位置づけ、幅員6mへ拡幅整備することで、ミニ延焼遮断帯を形成し、地区の火災の広がりを防ぐと共に、災害時の避難経路を確保する。

## 3. これまでの事業成果・目標（平成26～30年度）

老朽建築物建替え	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30目標
建物除却助成件数	1件	3件	8件	8件	10件
建替設計助成件数	0件	3件	5件	5件	10件
沿道建替え件数	0件	0件	0件	1件	2件
専門家派遣件数	8件	4件	5件	2件	18件
不燃領域率	57.2%	58.8%	60.2%	62.1%	64.8%

板橋区土地開発公社による土地取得率69.6% ※平成30年10月31日現在

## 4. 今後の予定

不燃化建替えについては引き続き、平成32年度における不燃領域率70%を目指し、個別訪問やニュース配布、建替え相談会の実施によるPR活動を強化し、不燃化の意識を更に高めると共に、老朽建築物の建替えの機運を上げていく。

主要生活道路整備は、賛同の取れていない地権者等の対応から、事業延伸を視野に国・都と協議調整を図っていく。